

17 公益財団法人宮城県腎臓協会

1 基本情報

所在地	多賀城市鶴ヶ谷一丁目4-1			代表者	理事長 吉永 馨
電話	022-361-3696	ファックス	022-361-3697	ホームページ	http://www.miyaiin.or.jp
設立	昭和57年4月3日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 業務課
出資等の状況	第1位 宮城県 (39.6%) 200,000 千円	第2位 仙台市 (19.8%) 100,000 千円	第3位 仙台市以外 の市町村 (14.8%) 75,000 千円	その他 民間・団体等ほか (25.8%) 130,648 千円	
設立目的 (定款等)	宮城県において、血液浄化法、腎・尿路疾患の予防と治療及び腎移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、腎移植に関する研究及び腎移植のための諸条件の整備並びにそれに対する援助を行うことにより、県民の医療向上に資し、もって健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。				出資等 総額 505,648 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1 腎バンク事業及び臓器移植 コーディネーター事業	5,738	6,277	6,666	血液浄化法及び腎移植に関する普及啓発、腎臓提供者の登録
全体事業に占める割合	43.8%	71.1%	74.6%	
事業2 研究助成	6,157	1,756	1,429	血液浄化法及び腎移植に関する研究助成
全体事業に占める割合	47.1%	19.9%	16.0%	
事業3 腎不全対策事業	1,191	799	844	腎不全に関する調査、腎不全医療従事者の教育及び訓練
全体事業に占める割合	9.1%	9.0%	9.4%	
その他の事業				
全体事業費	13,086	8,832	8,939	指定管理者
全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
腎臓病患者は、全国的にも成人の8人に1人と言われ、透析患者も31万人強と増えている。このような状況で県民への腎臓病の予防と早期治療について啓発を行い、また人工透析に関する知識の普及、及び健康保険証・運転免許証の裏面への臓器提供意思表示記入促進に関する普及及び啓発を行い移植医療の適正な推進に努めていくことは最重要課題である。このための活動を行うことにより県民の医療向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的としている。	医療機関及び医療従事者に対し、情報提供及び研修会等の開催により、腎移植をはじめとする臓器移植への理解を求めていくこと。腎臓病患者に対し、講演会・研修会等の開催により、適正な治療方法の周知と情報提供をしていくこと。腎不全予備疾患及び腎不全に関する調査の実施により、医療側及び患者側に対し効率的な医療の推進に関する情報を提供し続けていくこと等が期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新型コロナウイルス感染症の影響下において、会議・研修会及びイベント等の開催中止あるいは縮小を余儀なくされているが、WEB会議の感染拡大対策等に対応し、臓器移植の普及啓発を図った。協会の安定的な運営のためには、受取寄付金の確保及び経費見直しが課題となっている。	関係医療機関や県民に対する臓器移植等の普及啓発に加え、研修会等を通じて透析医療や移植医療従事者の資質向上を図るなど、当協会が県に果たす役割は非常に重要である。経営面では寄付金等の安定的な確保により協会の安定的な運営を図ることが期待される。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	経理担当職員(パート職員)を雇用するとともに、税理士に税務顧問及び会計顧問を委嘱し、計算書類に係る定期的チェックの実施を図る等、財務運営の改善及び適正化に努めている。 また、臓器移植コーディネーターについて、現在の任期は令和2年4月から令和5年3月までの3年間となっており、今後人材確保の課題がある。	効果的な事業展開を図るには専任の臓器移植コーディネーター確保が必要であり、人材の確保が急務である。また、自立的な組織運営のため引き続き税理士による会計指導と会計業務に精通した職員の雇用継続が望まれる。	A
ロ 財務の健全性 ※1	受取寄付金の減収が続いている。基本財産受取利息については、投資有価証券の金利動向を見極め運用益を確保していく。	収支バランスは保たれているが、効果的な事業運営のため、安定的な収益確保に努めるとともに事務経費の効率化を図られるよう、適時確認を行う。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の休止あるいは縮小を余儀なくされているが、会議方式をWebとするなど感染拡大対策を図った事業を行う。 受取寄付金の減収と基本財産運用益の減少を見極めた財務管理を行う。	効率的な組織運営のため、収入確保及び適正な経費執行を図るとともに、事務局の体制強化が継続されるよう、必要な助言等を行う。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	542,115	545,063	550,438	5,375
	流動資産	26,038	28,986	34,361	5,375
	固定資産	516,077	516,077	516,077	0
	うち基本財産	513,077	513,077	513,077	0
	負債合計	3,915	660	706	46
	流動負債	3,915	660	706	46
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	538,201	544,404	549,732	5,328
	指定正味財産	505,648	505,648	505,648	0
一般正味財産	32,553	38,756	44,084	5,328	
正味財産増減計算書	経常収益	33,479	28,270	28,312	42
	うち事業収益	7,364	5,949	6,968	1,019
	経常費用	23,090	22,067	22,984	917
	うち管理費	10,004	13,235	14,045	810
	評価損益等調整前当期経常増減額	10,389	6,203	5,328	△ 875
	当期経常増減額	10,389	6,203	5,328	△ 875
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	10,389	6,203	5,328	△ 875
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	10,389	6,203	5,328	△ 875	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	5,720	5,949	5,949	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	5,720	5,949	5,949	0
	総収入 ※3	33,479	28,270	28,312	42
	総収入に対する補助金等割合	17.1%	21.0%	21.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金: 随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体の利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	99.3%	99.9%	99.9%	0.0%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	665.1%	4391.8%	4867.0%	475.2%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	31.0%	21.9%	18.8%	-3.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	29.9%	46.8%	49.6%	2.8%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	17 (1)	17 (1)	19 (1)	平均年齢	—			
職員	常勤職員 (※4)	3	3	3	平均年収 (千円)	—			
	プロパー職員	2	2	2	常勤職員(プロパー)				
	県OB	1	1	1	平均年齢	52.0			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	3,650			
	その他の派遣職員	0	0	0					
上記以外の職員(※5)	1	1	1						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %	不足数	—

※4 常勤職員: プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員: 任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

17 公益財団法人宮城県腎臓協会

<組織運営の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
施設等の管理規程	□			
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容：コンプライアンス委員会の開催）（1点）	■			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□				
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>経理担当職員（パート職員）を雇用するとともに、税理士に税務顧問及び会計顧問を委嘱し、計算書類に係る定期的チェックの実施を図る等、財務運営の改善及び適正化に努めている。</p> <p>また、臓器移植コーディネーターについて、現在の任期は令和2年4月から令和5年3月までの3年間となっており、今後人材確保の課題がある。</p>	<p>効果的な事業展開を図るには専任の臓器移植コーディネーター確保が必要であり、人材の確保が急務である。また、自立的な組織運営のため引き続き税理士による会計指導と会計業務に精通した職員の雇用継続が望まれる。</p>	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

17 公益財団法人宮城県腎臓協会

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	4
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%)＝正味財産合計÷ 資産合計(総資産)×100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%)＝純資産合計(株 主資本)÷資産合計(総資産)× 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%)＝流動資産÷流動負 債×100]	①下記以外	0	1
				②当期100%以上	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				12

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
受取寄付金の減収が続いている。基本財産受取利息については、投資有価証券の金利動向を見極め運用益を確保していく。	収支バランスは保たれているが、効果的な事業運営のため、安定的な収益確保に努めるとともに事務経費の効率化が図られるよう、適時確認を行う。	A

＜参考指標＞
合計点が 11～13点の場合：A(概ね良好) 7～10点の場合：B(改善の余地あり) 3～6点の場合：C(改善措置が必要) 0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)